

最高裁秘書第2448号

令和5年10月11日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和5年10月3日に答申（令和5年度（最情）答申第7号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和5年度（最情）諮問第4号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和5年4月26日（令和5年度（最情）諮詢第4号）

答申日：令和5年10月3日（令和5年度（最情）答申第7号）

件名：旧姓使用を認められている裁判官の入事情報が官報の「人事異動」欄に掲載される場合、裁判官の氏として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「旧姓使用を認められている裁判官の入事情報が官報の「人事異動」欄に掲載される場合、裁判官の氏として戸籍姓と旧姓のどちらが表示されているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は、作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年3月20日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないことから、本件開示申出文書は作成していない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年4月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月25日 審議
- ④ 同年9月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書を作成し、又は取得していない理由について、本件開示申出文書を作成する定めはなく、事務処理上作成する必要もないと説明する。

そこで検討すると、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、以下の経緯が認められる。すなわち、裁判所においては、平成13年から職場での呼称や司法行政文書において旧姓使用を認める運用が開始され、その後順次、旧姓使用を認める文書等を限定的に列挙した通達が発せられ、令和元年には、一定の文書を除いて旧姓使用の対象とすることを定めた平成29年7月3日付け最高裁人能第535号事務総長通達「裁判所職員の旧姓使用について」を改正する通達（以下、改正部分を含めて、「旧姓使用通達」という。）が発せられた。これにより、旧姓使用により事務処理上の支障が生じる一定の場合を除き、全ての文書について旧姓使用が認められた。

最高裁判所の説明を確認した結果によれば、裁判官の人事情報を官報の「人事異動」欄に掲載する事務については、旧姓使用通達において旧姓の使用が制限されている事由には当たらないものと解し、旧姓使用がされている場合には旧姓を表示するようにし、これにより、当該事務について旧姓を表示することを記載した文書を作成する必要まではなく、それによって特段支障も生じていないとのことであるが、上記旧姓使用の経過や旧姓使用通達の規定の内容に照らし、その説明が特段不合理であるとまではいえない。

したがって、本件開示申出文書を作成し、又は取得した事実はないとする最高裁判所事務総長の説明が不合理であるとはいはず、その他に、最高裁判所が

本件開示申出文書を保有している事実をうかがわせる事情もない。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子